

令和7年度第3回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和7年6月19日（木）午後2時00分 太田教育長

閉会 令和7年6月19日（木）午後2時18分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所303・304会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

4 議事参与者

教育部長 三田 耕治

教育部長 加藤 美帆

次長兼スポーツ推進課長 清水 智則

教育総務課長 鈴木 貴之

学校教育課長 市川 宗典

図書館長 小林 幸子

学校教育課副課長 佐藤 美和子

書記 新井 武大

書記 森田 拓海

傍聴人1名

5 会議の概要

教育長から、議案第10号及び議案第11号は、人事案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定に基づき、非公開とすることとしたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 6.19 教育長、蓼沼委員、新井書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、松井委員を指名します。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）報告第1号、臨時代理の報告に

について、令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第1号）に係る意見について及び（2）報告第2号、臨時代理の報告について、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見については、市議会提出案件に係る報告のため、一括説明といたします。教育総務課長及び学校教育課長から説明をお願いします。

教育総務課長 報告第1号臨時代理の報告について及び報告第2号臨時代理の報告について、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

臨時代理の報告につきまして、補足説明いたします。次ページ以降の臨時代理書を御覧ください。報告第1号令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第1号）に係る意見及び報告第2号教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、教育委員の皆様方の議決を経るべきところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急に処理する必要がありましたことから、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、臨時に代理し、報告第1号につきましては、令和7年5月12日付けで、報告第2号につきましては、令和7年5月14日付けで市長へ回答をいたしました。内容につきましては、学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長 はじめに、令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第1号）に係る意見についてでございますが、まずは補正をするに至りました経緯をご説明させていただきます。今年度、上谷小学校が、埼玉県道徳教育研究推進モデル校に選ばれ、道徳教育の研究を推進していくこととなりました。これは、埼玉県教育委員会が、児童生徒、学校、家庭、地域等の実態を踏まえた創意工夫のある道徳教育を推進できる学校を研究推進校として委嘱するもので、令和7年度、8年度の2か年で委嘱されたものでございます。それでは、説明に移らせていただきます。お手元の報告第1号をご覧ください。後ろから2枚目、2ページの 2 事項別明細書 （1）歳入 をお願いいたします。款15 県支出金 項3 委託金 目3 教育費委託金 節1 教育総務費委託金 説明欄教育研究事業委託金につきましては、上谷小学校が道徳教育の研究を行うために必要な経費にかかる委託金で、経費の全額分が埼玉県から支出されるものでございます。次に、歳出でございますが、1枚おめくりいただき、3ページをお願いいたします。款10 教育費 項1 教育総務費 目3 教育センター費 節7 報償費 につきましては、校内授業研究会で指導をいただく外部講師への謝金でございます。その下、節8 旅費 につきましては、広島県で行われます全国小学校道徳教育研究

大会へ参加するための交通費と宿泊費でございます。その下、節10 需用費 につきましては、参考図書や事務用消耗品を購入するための費用でございます。その下、節11 役務費 につきましては、子どもたちの学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べるため3年生から6年生を対象に実施するハイパーQ Uという調査及びそのコンピュータ診断にかかる費用でございます。

続きまして、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見について、お手元の報告第2号をご覧ください。内容について御説明します。3枚お捲りいただき、「財産の取得について」を御覧ください。こちらは、小・中学校の児童生徒が使用する学習用端末等の耐用年数の経過に伴う更新にあたり、学習用端末等の取得を行おうとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案したものでございます。3の「取得の方法」につきましては、契約期間の満了後、物品を市に譲渡する旨の定めのある賃貸借契約によるものでございます。4の「取得金額」につきましては、税込み4億2千885万2千600円で、5の「取得の相手方」につきましては、三井住友ファイナンス&リース株式会社でございます。次のページをご覧ください。数量につきましては、小・中学校全体で7,500台でございます。次のページをご覧ください。入札経過調書でございます。こちらは、去る5月9日に一般競争入札を執行し、5月16日に仮契約を締結しております。その後、坂戸市議会6月定例会にて議決を得たことから、6月18日付けで本契約を締結しております。学習用端末等の仕様につきましては、現在使用している学習用端末と同じGoogleのChromebookを整備することとし、5年間賃貸借いたします。また、有害なサイトの閲覧を防ぐフィルタリングソフトや、学習用端末を使用した授業を支援するための授業支援ソフト、学習用端末を適切に管理するための端末管理台帳ソフトもあわせて整備いたします。なお、学習用端末等につきましては、令和7年度中に整備を完了し、令和8年4月から賃貸借を開始することとしております。説明は、以上でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

松井委員 報告第1号の上谷小学校の道徳の研究委嘱についてですが、これは単年度の委嘱ですか、それとも複数年度の委嘱ですか。また、県の委嘱ですかから発表の計画はどのようになっていますか。

学校教育課長 委嘱期間につきましては、令和7年度、令和8年度の2年間でございます。発表につきましては、今年度の秋以降に他校・他地域に向けた発表を予定しております。令和8年度につきましても、計画的に研究発表を行っていく予定でございます。

松井委員 令和8年度の予算はどのようになりますか。

学校教育課長 令和8年度につきましては、また予算を立てていくということでございます。

教育長 以上で報告事項を終わります。

【日程第4 議事】

教育長 日程第4 議事に入ります。

<傍聴人1名退場>

◎議案第10号 坂戸市立図書館協議会委員の辞職について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第11号 坂戸市立図書館協議会委員の委嘱について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

<傍聴人1名入場>

【日程第5 その他】

教育長 御意見等ございましたらお願いします。
(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和7年度第3回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

<令和7年度第3回坂戸市教育委員会会議閉会>